

■ 4条1項11号

不服 2021-003350

＜本願商標＞

BRING

第25類「運動用特殊衣服（「ゴルフ用の運動用特殊衣服」を除く。）、運動用特殊靴（「乗馬靴」及び「ゴルフ靴」を除く。）、ユニフォーム（「ゴルフ用のユニフォーム」を除く。）」

※補正後の指定商品

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「BLING」（標準文字）

第28類「ゴルフ用ボール、その他のゴルフ用具」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標について

本願商標は、・・・、「BRING」の文字を、それと同幅の横線の上に表してなるところ、その構成文字は「持って来る」の意味を有する我が国でも親しまれた英語（「ジーニアス英和辞典 第5版」大修館書店）である。

そうすると、本願商標は、「ブリング」の称呼が生じ、「持って来る」の観念が生じる。

（2）引用商標について

引用商標は、「BLING」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は「人目をひく高価なアクセサリ（をつけた）」の意味を有する英語（前掲書）であるが、我が国において親しまれた外来語ではない。

そうすると、引用商標は、「ブリング」の称呼が生じるが、特定の観念は生じない。

(3) 本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標を比較すると、外観については、横線の有無に加えて、構成文字も2文字目（「R」と「L」）の差異により互いに異なる語となるから、判別は可能であり、称呼については共通の称呼（ブリング）が生じるものの、観念については、引用商標は具体的な観念は生じないが、本願商標は特定の観念（持って来る）が生じるから、観念において相紛れるおそれはない。

そうすると、本願商標と引用商標は、称呼を共通にするとしても、外観において判別可能で、観念において相紛れるおそれはないから、それぞれが与える印象、記憶等を総合してみれば、誤認混同を生じるおそれはなく、類似する商標とはいえない。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは類似する商標ではないから、その他の要件（指定商品の同一又は類似）について言及するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しないため、本願商標が同項同号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「BRING（下線付き）」と引用商標「BLING」は、称呼を共通にするとしても、外観において判別可能で、観念において相紛れるおそれはないから、それぞれが与える印象、記憶等を総合してみれば、誤認混同を生じるおそれはなく、類似する商標とはいえない、と判断されました。

本願商標には下線の装飾があるものの、文字自体を比較すれば、引用商標との違いは2文字目の「R」と「L」にすぎません。このような場合に、はたして両商標の外観及び観念の差異が、称呼の共通性を凌駕しているとまで言えるのかは疑問です。

しかしながら、過去の商標審決（**不服 2015-650034**）においては、商標「BLINK」と商標「BRINK」の類似性が争われ、非類似と判断された事件もあります。このような前例を踏まえれば、本事件で同様の結論となっても、おかしくはないでしょう。

なお、「BLINK」と「BRINK」の類否判断においては、両商標から生じる観念がそれぞれ認定されていることから、本事件とは若干異なると言えます。

いずれの事件についても、個人的には、さすがにこれでは引用商標の類似範囲があまりに狭すぎるのではないかという気がします。

ただ、本事件では、本願商標の指定商品を、できる限り引用商標の指定商品と抵触しないようにしようとする意図が見受けられますし、本願商標には下線の装飾があることも相俟って、実際の使用の場面においては、両商標が必要者に誤認混同されるような不都合は起こりにくいのかもかもしれません。

とはいえ、やはり引用商標権者からすれば、納得し難い結論であろうとは思いますが。

（弁理士 永露 祥生）
< 2021年12月8日 >